

令和5年第11回吉川市農業委員会定例総会（会議録）（HP用）

開催年月日	令和4年11月24日（金）
開催場所	吉川市役所304・305会議室
開議時刻	午後1時33分
閉議時刻	午後2時41分

席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
1	戸井田 隆	出席	13	吉野 武司	出席
2	吉澤 宏	出席	14	水村 進	出席
3	渡邊 慎也	出席	15	辻田 満	出席
4	森田 文雄	出席	16	馬巻 俊一	出席
5	中村 健一	出席	17	宇野 直樹	出席
6	萩原 豊子	出席	18	立原 司朗	出席
7	岡田 初幸	出席	①	染谷 信行	欠席
8	鈴木 浩一	出席	②	山口 新市	出席
9	柏 咲子	出席	③	田辺 義雅	出席
10	多々良 俊明	出席	④	戸張 修治	出席
11	齊藤 忠男	出席	⑤	山崎 成一	出席
12	高鹿 武男	出席	⑥	名倉 定一	出席

議事日程

第1	開会
第2	会長あいさつ及び議長就任
第3	会議録署名委員等の指名等について
第4	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について（1～4番） 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について（1番） 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について（1～2番）

第5	報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について（1番） 報告第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可取消について（1～2番） 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について（1～3番） 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について（1～2番） 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて（1番）
第6	その他 ・諸般の報告について ・その他
第7	閉会
事務局出席者	農業委員会事務局 森事務局長 柴山係長 豊田副主査

1 開会 森事務局長	<p>ただ今より、「令和5年第11回吉川市農業委員会定例総会」を開会いたします。委員の皆様、よろしく申し上げます。</p> <p>まず配付資料の確認をいたします。</p> <p>定例総会次第（両面印刷）、諸般の報告、議案書、農地パトロール報告書、2024年農業委員会手帳、会計報告、令和6年度県農地等利用最適化の推進施策に関する意見書となっております。</p> <p>不足がありましたら合図をお願いいたします。</p> <p>なお、染谷信行推進委員は急遽所用により欠席の連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>それでは、定例総会の開催に当たり、立原会長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
2 会長あいさつ 立原会長	(あいさつ)
森事務局長	立原会長ありがとうございました。 委員会の進行につきましては、吉川市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が行うこととなっておりますので、早速ですが、立原会長をお願いいたします。
議長	それでは、次第に沿いまして議事を進めてまいります。進

<p>3 会議録署名委員の指名について 議長</p>	<p>行にご協力をお願いいたします。</p> <p>次第3の「会議録署名委員の指名について」でございますが、私から指名させていただきます。次第の裏面の1をご覧ください。7番岡田初幸委員、8番鈴木浩一委員をお願いいたします。</p>
<p>次回内容調査会の日程について 議長</p>	<p>次に、2の「次回の内容調査会の日程、場所について」でございます。日程については、12月18日(月)午後1時から議案等該当箇所の現地調査、午後3時から申請者への内容調査となります。場所については、市役所2階の204会議室で行います。</p>
<p>次回内容調査会委員の指名について 議長</p>	<p>次に、3の「次回の内容調査会委員の指名について」でございますが、旭地区から14番水村進委員、三輪野江地区から10番多々良俊明委員、吉川地区から16番馬巻俊一委員をお願いいたします。お三方のご都合はよろしいでしょうか。</p>
<p>内容調査委員 議長</p>	<p>(はい)</p> <p>繰り返します。次回の内容調査会、令和5年12月18日(月)午後1時から議案等該当箇所の現地調査、午後3時から申請者への内容調査となります。場所については、市役所2階の204会議室で行います。</p> <p>内容調査委員につきましては、旭地区から14番水村進委員、三輪野江地区から10番多々良俊明委員、吉川地区から16番馬巻俊一委員をお願いいたします。</p>
<p>次回定例総会について 議長</p>	<p>次に、4の「回りの定例総会の日程、場所について」でございます。日程については、令和5年12月22日(金)午後1時30分から、場所については、市役所3階の304・305会議室にて行います。委員各位のご了解をお願いいたします。</p>

4 報告 議長	それでは、次第4の報告に入ります。「報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について」でございます。報告第1号について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	【報告第1号1～4番の朗読】
議長	事務局より報告がありました、報告第1号について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。
他委員	(なしの声)
議長	ご意見がないようですので、報告第1号については問題なしとさせていただきます。
議長	次に、「報告第2号農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。
事務局	【報告第2号1番の朗読】
議長	事務局より報告がありました、報告第2号について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。
他委員	(なしの声)
議長	ご意見がないようですので、報告第2号については問題なしとさせていただきます。
議長	次に、「報告第3号農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。
事務局	【報告第3号1～2番の朗読】
議長	事務局より報告がありました報告第3号について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。
他委員	(なしの声)
議長	ご意見がないようですので、報告第3号については問題なしとさせていただきます。

	<p>しとさせていただきます。</p>
議長	<p>次に、「報告第4号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>【報告第4号1番の朗読】 (事務局より補足説明)</p> <p>議案書に掲載している賃借人及び賃貸人については、〇〇になっている方です。現在まで契約していた方は、賃借人が〇〇の〇〇で賃貸人が〇〇の〇〇になります。元々は、議案書に掲載されている方が〇〇に契約したものの解約となります。</p>
議長	<p>事務局より報告がありました、報告第4号について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
他委員	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、報告第4号については問題なしとさせていただきます。</p>
議長	<p>次に、「報告第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可取消について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>【報告第5号1番～2番の朗読】 (事務局より補足説明)</p> <p>この許可取消案件につきましては、県からの許可書まで出ているものとなります。その上で、譲受人譲渡人からの許可取消の申出により春日部農林振興センターに許可取消の進達を行い、許可取消になった案件の報告となります。</p> <p>番号1について、〇〇に権利区分が使用貸借で分家住宅として農地転用の許可が出ていたものですが、許可を取った以降、転用に係る工事は一切行わず農地のままとなっていました。〇〇になって、譲渡人が死亡し、譲受人が相続人として農地を相続しましたが、転用許可を取って以降、転用に係る土地が「宅地介在畑」として固定資産税の課税がされており、課税地目を農地に変更するため、今回の転用許可の取消の申請を行ったものです。</p> <p>番号2については、〇〇に権利区分が賃貸借権設定で資材置場駐車場として農地転用の許可が出ていたものです。一部転用に係る工事を行いました。譲渡人譲受人間での土地賃</p>

	<p>貸借契約が解除となり、転用工事が進められなくなりました。その後、転用許可の取消の申請を行ったものです。</p>
議長	<p>事務局より報告がありました、報告第5号について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
山口推進委員	<p>番号2について、許可取消となったので農地に復元をしているのでしょうか。また、現在の課税状態はどのようになっていますか。</p>
事務局	<p>番号2について農地転用に係る土地〇〇筆分は、農地に復元してから許可取消の申請受付をしております。また、現在の課税状況は農地での課税となっています。</p>
議長	<p>他にご意見ございますか。</p>
他委員	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、報告第5号については問題なしとさせていただきます。</p>
5 議案審議	
議長	<p>引き続き、次第5の議案審議に入ります。「議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可について」でございます。1番を多々良俊明担当委員からご説明をお願いします。</p>
多々良委員	<p>【議案第1号1番を朗読】</p>
議長	<p>この件について譲受人は市内の方になります。直ちに議案第1号1番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
馬巻委員	<p>議案となっている農地について、譲渡人の農地の持分が〇〇分の〇〇となっていますが、残りの〇〇分の〇〇は譲受人が持っているのですか。</p>
事務局	<p>今回議案となっている〇〇筆分の農地について、譲受人は持分での農地所有はありません。譲渡人の持分のみ所有権が移転するものです。</p>
議長	<p>他にご意見ございますか。</p>
他委員	<p>(なしの声)</p>

議長	ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第1号1番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ということで議案第1号1番は許可とすることに決定いたします。
議長	引き続き、2番を宇野直樹担当委員からご説明をお願いします。
宇野委員	【議案第1号2番を朗読】
議長	この件について譲受人は市内の方になります。直ちに議案第1号2番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。
他委員	(なしの声)
議長	ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第1号2番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ということで議案第1号2番は、許可とすることに決定いたします。
議長	引き続き、3番を鈴木浩一担当委員からご説明をお願いします。
鈴木委員	【議案第1号3番を朗読】
議長	この件について譲受人は市内の方になります。直ちに議案第1号3番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。
他委員	(なしの声)
議長	ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第1号3番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)

議長	<p>挙手全員ということで議案第1号3番は、許可とすることに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、「議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」でございます。1番を馬巻俊一担当委員からご説明をお願いいたします。</p>
馬巻委員	<p>【議案第2号1番を朗読】</p>
議長	<p>この件については内容調査会が実施されております。渡邊慎也内容調査員より内容調査会の結果報告をお願いします。</p>
渡邊委員	<p>令和5年11月20日に行いました議案第2号1番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。</p> <p>譲受人譲渡人の住所氏名は、先ほど馬巻担当委員が報告したとおりです。申請者である譲受人と譲渡人の関係は、〇〇です。内容調査会には、〇〇が出席され、譲受人との関係は〇〇です。</p> <p>申請地については、案内図の5ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。転用目的は資材置場で、転用理由は主に土木建築資材の販売等を営んでおり、既存の資材置場には主に使用前の資材が置いてありますが、業務上埋め立てや整地の仕事も多くなり、建設残土の置場が必要となったものです。申請地を選んだ理由は、知り合いからの紹介との事です。申請地の利用計画は、資材置場になります。排水計画は、申請地の〇〇側側溝へ放流します。接道については申請地の〇〇側〇〇道で幅員〇〇mです。工事予定時期は、許可後すぐに〇〇に着手し、〇〇に完了を予定しています。</p> <p>資金計画として、工事費見積もり以上の資金があることを金融機関の残高証明書にて確認しました。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地や作物等への被害防除策として、〇〇側〇〇側には既設擁壁、〇〇側の駐車場にはコンクリート板、〇〇側〇〇側には、銅板を設置するので、近隣や農地には影響はありません。申請地は農業振興地域内で、農用地から〇〇に除外されています。土地改良区の意見書として、葛西用水路土地改良区の意見書が添付されています。当申請地は、集团的〇〇農地の区域で第〇〇種農地と判断され、以上のとおり立地基準及び一般基準を満たしております。</p> <p>調査員からの意見としては、工事時間が〇〇時から〇〇時までなので、車の通りも多く近くに小学校あり下校時間と被</p>

	<p>る時間もありますので、十分気を付けて下さいと申しあげました。</p>
議長	<p>結果報告を頂きました議案第2号1番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
馬巻委員	<p>内容調査員から結果報告の中で、排水計画が〇〇側側溝への放流との説明がありましたが、この敷地も含め周辺では〇〇側にも排水路がありますが、〇〇側側溝への放流計画で間違いはないか確認したいのですが。</p>
事務局	<p>排水計画は、〇〇側側溝へ放流する計画となっています。今回の資材置場の計画ですが、申請地の敷地〇〇側半分の部分に建設残土を置く予定になっています。敷地〇〇側半分の部分には、建設残土を搬入する車両を止めるスペースとなりますが、その部分につきましては雨水貯留施設を併設し、オーバーフロー分の雨水について、〇〇側側溝へ放流する計画となっております。</p>
議長	<p>他にご意見ございますか。</p>
立原会長	<p>では私から、今回の譲受人は別の場所にも資材置場があるようですが、その所在地及び敷地面積を教えてください。</p>
事務局	<p>所在地につきましては、〇〇という所になります。敷地面積は借地で〇〇㎡となります。</p>
議長	<p>他にご意見ございますか。</p>
他委員	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第2号1番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。</p>
他委員	<p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員ということで議案第2号1番は、許可相当とすることに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、2番を中村健一担当委員からご説明をお願いいたします。</p>
中村委員	<p>【議案第2号2番を朗読】</p>

議長	<p>この件については内容調査会が実施されております。柏咲子内容調査員より内容調査会の結果報告をお願いします。</p>
柏委員	<p>令和5年11月20日に行いました議案第2号2番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。</p> <p>譲受人譲渡人の住所氏名は、先ほど中村担当委員が報告したとおりです。内容調査会には、代理人〇〇が出席されました。</p> <p>申請地については、案内図の6ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地あることを確認しました。埋立てをする理由といたしましては、田を管理する事が困難になり、また稲作での利益が思うように上げることができず、採算性のある果樹栽培へと転換するためです。土地改良区の意見書は必要で、葛西用水路土地改良区の意見書が添付されております。</p> <p>工事計画として、請負業者は〇〇で、工事予定期間は〇〇から〇〇で、〇〇日間です。埋立て面積は〇〇㎡で、埋立てする土の搬出元は、〇〇です。土質は赤土で新築工事の際発生した土を、耕作用再生土としたもので、土量は〇〇㎡で表土は良質土となります。被害防除策として、境界線から10cm離して、土が流れないようにし、雨水排水のため溝を掘り、地区全体の営農環境に影響を及ぼしません。よって、今回は許可申請となります。工事完了後の利用計画として、作物は果樹のブルーベリーを作付し、耕作は〇〇が行います。</p> <p>農業委員会からのお願いとして、代理人〇〇へ次のことを伝えました。工事着工前にどんな土で埋めるのかを申請人が確認する。隣地と盛土の高さ等でトラブルのないように申請人が気をつける。盛土の高さは、市環境保全条例施行令で隣接道路面より10cmまでとされている。工事期間中は、業者まかせにしないで事業主である申請人が管理、監督に十分気をつける。農地改良事業の責任者は申請人である土地所有者自身である。以上を代理人〇〇に伝えたと承されました。</p> <p>調査員からの意見としては、工事期間中は道路清掃等で車両を道路上で待機させないこと。小学校の通学路になっているので、登下校の時間帯は車両の通行はさせない事など、子供に対して十分注意するよう申し伝えました。</p>
議長	<p>結果報告を頂きました議案第2号2番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
山口推進委員	<p>2点あります。1点目は土地改良区の意見書ですが、葛西</p>

	<p>用水路土地改良区の意見書提出がありました。旭土地改良区の意見書は添付されているのでしょうか。2点目は一時転用という事で、転用工事の期間を教えてください。</p>	
事務局	<p>旭土地改良区の意見書関係ですが、改良に係る同意書が提出されています。転用に係る工事期間ですが、許可日から1ヶ月間を予定しております。</p>	
議長	<p>他にご意見ございますか。</p>	
多々良委員	<p>内容調査員からの報告の中で、盛土については敷地境界から10cm離れた所から行うとの説明でしたが、案内図の〇〇側の田んぼと敷地境になっている所はどのようになるのでしょうか。近隣に迷惑がかからないようになるのでしょうか。</p>	
事務局	<p>申請地〇〇側は田になり、隣接田面のツラを基準として〇〇cmの盛土をする予定です。〇〇側敷地境界から盛土の構造は、敷地境界から10cm離れたところに盛土した土砂が隣接敷地に流れないようにする溝を〇〇cmの幅で作り、そこから〇〇cm離れた所から、法面を高さ1に対して水平面2の割合で盛土の法面が作られます。</p>	
議長	<p>他にご意見ございますか。</p>	
齋藤委員	<p>今回の農地改良において、土地所有者の〇〇が耕作者としてブルーベリーを耕作するとの事ですが、以前今回の申請地の道路を挟んで〇〇側の農地についても、〇〇がブルーベリーを作付けするために農地改良を行ったと記憶しております。現在、ブルーベリーは作付けされてはいるのですが、〇〇自身が耕作しておらず、他の方が耕作をしているようなのですが、事務局でその辺の確認をしているのでしょうか。</p>	
事務局	<p>ご指摘の今回の申請地〇〇側の農地につきまして、現在ブルーベリーが作付けされていることは確認しております。また、耕作者につきましては、〇〇以外に〇〇と〇〇と一緒に耕作を手伝うとの事で、事務局で確認しております。</p>	
議長	<p>他にご意見ございますか。</p>	
他委員	<p>(なしの声)</p>	
議長	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第2号</p>	

	2番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ということで議案第2号2番は、許可相当とすることに決定いたします。
議長	次に「議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」でございます。1番を宇野直樹担当委員からご説明をお願いいたします。
宇野委員	【議案第3号1番を朗読】
議長	この件については内容調査会が実施されております。吉野武司内容調査員より内容調査会での結果の報告をお願いします。
吉野委員	<p>令和5年11月20日に行いました議案第3号1番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。</p> <p>相続人被相続人の住所氏名は、先ほど宇野担当委員が報告したとおりです。内容調査会には、〇〇と家族の〇〇が出席され、被相続人との関係は〇〇です。</p> <p>申請地については、案内図の7～14ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、対象地が農地であることを確認しました。相続人の農業経営状況については、現在の耕作地が田〇〇㎡、畑〇〇㎡、合計〇〇㎡です。不耕作地については、該当はありません。農業従事者については〇〇人で農業従事日数は合計〇〇日です。所有する農機具は、田植機、コンバイン、草刈機、耕耘機、乾燥機、籾摺機、噴霧器、育苗器、軽貨物等です。申請地の耕作予定者は〇〇含めご家族で耕作し、作物は主に水稻を作付する予定です。</p> <p>納税猶予を受けるには、終身、農地として利用するという条件があります。納税猶予を受けた後に、納税猶予の対象農地を譲渡したり転用したりすると、その時点で納税猶予の対象から外れ、相続税と利子税を納めることとなります。このことについて、納税猶予の条件等は申請者が承知していることを確認しました。</p> <p>以上のことから申請者は、農業従事、農業経営状況、農業経営に対する意欲及び農業経営の能力等から引き続き農業経営を行うと認められます。</p> <p>内容調査員からの意見としては、耕作地が広範囲のため、農作業は十分注意すること。また、できるだけ長く農業を続</p>

	<p>けていただきたい事を伝えました。</p>
議長	<p>結果の報告を頂きました議案第3号1番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
馬巻委員	<p>今回相続税の納税猶予を受ける農地の中で、〇〇が市街化区域内になると思いますが、この〇〇筆は生産緑地の指定を受けている農地なのでしょうか。</p>
事務局	<p>ご指摘〇〇筆については、生産緑地に指定はされていません。なお吉川市につきましては、基準として租税特別措置法第70条の4にある平成3年1月1日時点の特定市街化区域農地等の範囲に吉川市が該当していないので、吉川市の市街化区域内の農地については納税猶予を受けられることとなっております。また、内容調査会にてご指摘の〇〇筆の農地につきましては、現地確認をして現況も農地であることを確認しております。</p>
議長	<p>他にご意見ございますか。</p>
他委員	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第3号1番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。</p>
他委員	<p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員で議案第3号1番の相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについては、原案のとおり決定といたします。</p>
議長	<p>以上で議案審議を終了いたします。議事の進行にご協力いただきありがとうございました。</p>
6 その他	
議長	<p>次第6のその他に移ります。諸般の報告について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(諸般の報告の朗読)</p>
立原会長	<p>(補足説明)</p>
議長	<p>続きまして、事務局から発言ありますか。</p>

事務局	<p>5点ご連絡事項がございます。</p> <p>1点目は、「2024年農業委員会手帳について」です。皆様のお手元に2024年版の農業委員会手帳を配布しておりますので、ご活用ください。なお、農業委員会手帳代16,320円を親睦会から支出いたしましたので報告いたします。詳細は、別紙にある会計報告のとおりとなります。</p> <p>2点目は、「市民まつりの会計報告」についてです。</p> <p>令和5年11月19日に開催されました市民まつりのお弁当代14,782円を親睦会から支出いたしましたので報告いたします。詳細は、別紙にある会計報告のとおりとなります。</p> <p>3点目は、「新規就農者への農地の紹介について」です。10月から11月にかけて3名程の新規就農者から2反から3反程の畑を探している旨のご相談を受けております。相談者のみなさんは、研修などを受けているようですが、農機具を所有しておらず市外にお住まいのため、農地の提供の他、農機具や水道設備等の貸し出し、また技術的なアドバイスなど新規就農者のサポートをしていただければ地域にいらっしゃいましたら、農政課までご紹介をよろしくお願いいたします。</p> <p>4点目は、「令和6年度 県農地等利用最適化の推進施策に関する意見書について」です。</p> <p>令和5年9月4日に一般社団法人埼玉県農業会議会長が各市町村の農業委員会からいただいた意見を取りまとめ、埼玉県知事に意見書を提出された旨、通知がありましたのでご報告いたします。</p> <p>5点目は、「農委だより編集委員会」についてです。</p> <p>定例総会終了後、3階の304・305会議室で行いますので編集委員の方はご出席よろしくお願いいたします。</p> <p>なおメンバーは、戸井田委員、萩原委員、柏委員、高鹿委員、吉野委員、水村委員、山口推進委員、名倉推進委員、立原会長、宇野会長職務代理となっております。</p>
議長	<p>最後になりますが、その他事務局、またはご出席の委員からご発言はありますか。</p>
事務局	<p>来年度の定例総会における会議室の確保です。現状主に202会議を利用して机一つに2人掛けで会場設営をしていますが、場合によって机一つに3人掛けの割合で会場設営を行う会議室にて定例総会を行いたいと考えていますが、委員のご意見をお伺いできればと思います。</p>
議長	<p>事務局からの要望ですが意見等はございますか。</p>

<p>他委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>森事務局長</p> <p>7 閉会 宇野会長職務代理</p> <p>森事務局長</p>	<p>(なるべく広い会議室での総会開催の意見が多数)</p> <p>広い会議室での総会開催を望む声が多いので、なるべく広い会議室を確保するよう事務局お願いします。</p> <p>他にご意見ございますか。</p> <p>ご発言がないようですので、これで議長の任を解かせていただきます。それでは、進行を事務局にお渡しいたします。</p> <p>立原会長、ありがとうございました。 また、委員の皆様、長時間にわたり、ご審議大変お疲れ様でした。 それではこれにて閉会いたしますが、閉会にあたりまして、宇野会長職務代理よりごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(あいさつ)</p> <p>皆様、大変お疲れ様でした。 以上をもちまして、令和5年第11回吉川市農業委員会定例総会を閉会します。 議案書、活動記録、農地パトロール報告書を回収に伺いますので、お手元のクリアファイルに入れて、机の上に置いてください。 ご協力お願いいたします。 閉会 14時41分</p>	
<p>上記、会議の顛末に相違ない事を証明するため署名する。 令和 年 月 日</p>	<p>会 長</p> <hr/> <p>署名委員</p> <hr/> <p>署名委員</p>	